

やまがた農地リフレッシュ&アクション事業

新規就農者や地域の担い手が行う 荒廃農地の再生・活用を支援します

補助対象者

以下のいずれかに該当するもの

- 1 新たに就農する者又は認定新規就農者
- 2 実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体及び地域計画の担い手
- 3 荒廃農地の所有者

事業要件

以下のすべてを満たすこと

- 1 事業実施した農地を5年間以上耕作又は保全すること
- 2 事業実施にあたり直営施工を含むこと
- 3 事業費が200万円未満であること

事業内容

区分	① 営農定着推進コース	② 粗放的利用推進コース
内容	荒廃農地の再生に係る伐採、伐根、障害物除去、深耕、整地等と再生後の農地への営農の定着に係る営農資機材等の調達、種苗、肥料の購入や作付け作業等を支援 	農地の管理コストの省力化のために行う景観作物や蜜源作物等の導入に向けた、荒廃農地の再生や種苗、肥料の購入等を支援 
補助率	県：1/4、市町村：1/4以上*（県と市町村合わせて1/2以上） * 市町村単独事業により、市町村の補助率を上乗せできます。	

お問合せ

お住まいの市町村の農林担当課荒廃農地対策担当又はお近くの総合支庁及び県庁までお問合せください。

村山総合支庁農村計画課

山形市鉄砲町二丁目 19-68

023-621-8389

最上総合支庁農村計画課

新庄市金沢字大道上 2034

0233-29-1341

置賜総合支庁農村計画課

米沢市金池七丁目 1-50

0238-35-9055

庄内総合支庁農村計画課

三川町大字横山字袖東 19-1

0235-66-5549

県庁農村計画課

山形市松波二丁目 8-1

023-630-3373